# 商標法施行令 （昭和三十五年政令第十九号）

#### 第一条（政令で定める特徴）

商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音（役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音）とする。

#### 第二条（商品及び役務の区分）

商標法第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分は、別表のとおりとし、各区分に属する商品又は役務は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類に即して、経済産業省令で定める。

#### 第三条（商標登録の査定の期間）

商標法第十六条（同法第五十五条の二第二項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める期間は、同法第五条の二第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により認定された商標登録出願の日（当該商標登録出願が同法第十五条第三号に該当する旨の拒絶の理由を審査官が通知した場合で手続の補正により同号に該当しなくなつたときにあつてはその補正について手続補正書を提出した日、当該商標登録出願が次の各号に掲げる規定の適用を受けるときにあつてはこれらの規定の適用がないものとした場合における商標登録出願の日）から一年六月とする。

###### 一

商標法第九条第一項、第十条第二項（同法第十一条第六項、第十二条第三項、第六十五条第三項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の三十二第二項（同法第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定

###### 二

商標法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定

##### ２

前項の規定にかかわらず、商標法第六十八条の九第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定に係る同法第十六条の政令で定める期間は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定の通報が行われた日（商標法第六十八条の三第一項に規定する国際事務局から同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われた場合であつて、当該更正の通報に係る事項について拒絶の理由を審査官が通知するときは、当該更正の通報が行われた日）から一年六月とする。

#### 第四条（特許法施行令の準用）

特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第一条（第二号及び第三号を除く。）（在外者の手続の特例）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録に関する手続に準用する。

##### ２

特許法施行令第四条から第六条まで（審査官、審判官及び審判書記官の資格）の規定は、審査官、審判官及び審判書記官の資格に準用する。

# 附　則

この政令は、商標法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。

##### ２

商標に関する審判其の他の手続の費用及び登録に関する件（大正十年勅令第四百六十四号）は、廃止する。

# 附　則（平成三年九月二五日政令第二九九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、商標法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十五号）の施行の日（平成四年四月一日）から施行する。

#### 第二条（商標法施行令の一部改正に伴う経過措置）

この政令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

# 附　則（平成八年九月一三日政令第二七四号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一一年一二月一〇日政令第三九九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

# 附　則（平成一一年一二月二七日政令第四三〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三三三号）

この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年一二月八日政令第五〇七号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一三年七月二六日政令第二五二号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年八月八日政令第二六五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

#### 第二条（係属中の商標登録出願等に係る経過措置）

この政令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

# 附　則（平成一三年九月一二日政令第二九七号）

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。

# 附　則（平成一四年九月四日政令第二九六号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年六月四日政令第二四四号）

この政令は、法附則第一条ただし書の政令で定める日（平成十五年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成一五年八月八日政令第三六八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

#### 第十三条（特許法等の適用に関する経過措置）

機構は、次の各号に掲げる特許料、割増特許料、手数料、登録料及び割増登録料の納付については、それぞれ当該各号に定める規定の政令で定める独立行政法人とみなす。

###### 一から三まで

略

###### 四

機構の成立前に宇宙科学研究所について国がした商標登録出願及び商標権の存続期間の更新登録の申請に係る登録料、割増登録料及び手数料

#### 第二十一条（特許法施行令及び商標法施行令の一部改正に伴う経過措置）

附則第十三条の規定は、前二条の規定の施行前に航空宇宙技術研究所がした特許出願、国際出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び商標権の存続期間の更新登録の申請に係る特許料、割増特許料、手数料、登録料及び割増登録料の納付について準用する。

# 附　則（平成一五年八月二九日政令第三九〇号）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年九月一〇日政令第三九七号）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年九月一〇日政令第三九八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一七年七月一三日政令第二三九号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年一〇月二七日政令第三四二号）

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

##### ３

意匠法等の一部を改正する法律の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願（前項に規定する商標登録出願又は防護標章登録出願を除く。）に係る商品及び役務の区分については、その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

# 附　則（平成二七年一月二八日政令第二六号）

この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二八年一月二二日政令第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。